原議保存期間１０年
(2035年3月31日まで)
企画調査課

名地企発第９７号
令和６年６月１０日

部　長　殿

名古屋地方検察庁次席検事
（公　印　省　略）

事件の決裁を要する「次席検事が指定する事件」について（通知）

令和６年６月１０日付け名地企発９６号検事正通達「事件の配点及び処分決裁について」２(1)エの定めにより次席検事が指定する事件は、下記のとおりとし、本日から実施します。

記

地検本庁又は名古屋区検、春日井区検、瀬戸区検若しくは津島区検において処分決裁をする事件のうち次の１から３までに掲げるもの

１　公判請求事件（窃盗、占有離脱物横領、常習累犯窃盗のうち現行犯人逮捕に係るもの、薬物事犯のうち営利目的のない所持・使用等、道路交通法違反のうち無免許・速度違反・飲酒運転、出入国管理及び難民認定法違反のうち不法入国・不法残留・不法在留、青少年保護育成条例違反、いわゆる迷惑防止条例違反及び屋外広告物条例違反の各事件並びにその他の事件であって所管部長が次席検事の決裁を要しないと判断したものを除く。ただし、新任検事が主任検察官であるものは、この限りでない。）

２　法定刑の下限が懲役１年以上の罪に係る不起訴事件及び重要な問題点を含む不起訴事件（所管部長が次席検事の決裁を要しないと判断した事件を除く。）

３　１及び２のほか、次席検事において特に指示した事件